

2017年（平成29年）3月27日

藤沢市農業委員会会長 齋藤 義治 様

藤沢市情報公開審査会  
会長 安富 潔

行政文書公開請求の公開拒否決定に関する審査請求について（答申）

2016年（平成28年）10月7日付けで諮問された「藤沢市道路管理課発信文書（文書名44藤土第188号）の收受及び取扱書類一式」の行政文書公開請求に対する公開拒否決定の件について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

藤沢市農業委員会（以下「実施機関」という。）が「藤沢市道路管理課発信文書（文書名44藤土第188号）の收受及び取扱書類一式」の行政文書公開請求に対し、2016年（平成28年）9月16日付けで行った行政文書公開拒否決定処分は妥当である。

## 2 事実

- (1) 審査請求人は2016年（平成28年）9月5日付けで、実施機関に対し、藤沢市情報公開条例（平成13年藤沢市条例第3号。以下「条例」という。）第10条の規定により、「【藤沢市農業委員会】所轄取扱業務文書開示請求 藤沢市道路管理課発信文書名:44藤土第188号の收受及び取扱書類一式の開示。」（以下「本件請求文書」という。）の行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件請求に係る行政文書を特定し、審査請求人に対し同月16日付けで、次のとおり理由を付して行政文書公開拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。  
＜拒否する理由＞  
本件請求文書については、農業委員会において收受した事実が無く、よって当該文書の取扱書類も不存在であるため。
- (3) 審査請求人は同月28日付けで、実施機関に対し、本件処分の取消しを求め

る審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

- (4) 実施機関は同年10月7日付けで、藤沢市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対し、条例第18条第1項の規定により、本件審査請求について諮問した。

### 3 審査請求人の主張要旨

#### (1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分を取消すとの裁決を求める、というものである。

#### (2) 審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書によると、審査請求の理由は次のとおりである。

回答書「藤沢市道路管理課発信文書番号：44藤土188号文書收受の事実なく不存在」は、以下の経緯から承伏できず、恣意的隠蔽と認識し不服申立てる。

#### <請求経緯>

ア 平成28年8月11日付「昭和38年陳情文書綴り」閲覧申請した。同16日架電連絡有、「局長、課長、斉藤会長とも話し合った。マスキングする。情報センター利用してほしい」

イ 同17日Fax発信し、回答文書要求。

ウ 同26日架電回答「結果は同回答だ」

エ 9月5日行政文書公開請求書提示。この時、詳述申請文の削除を求められ押し問答の末横線入れた。

### 4 実施機関の主張要旨

実施機関から提出された非公開理由説明書及び口頭意見陳述によると、実施機関が本件処分を行った理由は次のとおりである。

- (1) 本件処分理由については、本件請求文書は道路管理課が所管する文書で農業委員会が收受すべき書類ではなく、当該文書を取扱った事実も存在しないことから当該請求に対して公開拒否決定処分を行ったものである。

- (2) 審査請求人は、審査請求理由の中で「回答書『藤沢市道路管理課発信文書番号：44藤土188号文書收受の事実なく不存在』は、以下の経緯から承伏できず、恣意的隠蔽と認識し不服申立てる。(省略)」と主張するが、本件請求に係わる行政文書は收受しておらず、農業委員会が所管すべき事務とは関係がない上、取り扱うべき理由がない文書であるため取り扱った事実もなく、本件請

求文書は不存在であることから、その旨を理由として付して公開拒否決定を行ったものである。

よって、実施機関による本件処分に違法ないし不当はなく、審査請求人の主張には理由がないことから、本件審査請求は棄却されるべきである。

## 5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人及び実施機関の主張に基づき審議した結果、次のように判断した。

### (1) 本件対象文書について

実施機関は、本件請求文書を「藤沢市道路管理課発信文書（文書名 4 4 藤土第 1 8 8 号）の收受及び取扱書類一式」と特定した。

### (2) 本件処分について

ア 実施機関は本件請求に対し、本件請求に係る文書については、農業委員会において收受した事実が無く、よって当該文書の取扱書類も不存在であるとして本件処分を行った。

イ これに対し、審査請求人は、「回答書『藤沢市道路管理課発信文書番号：4 4 藤土 1 8 8 号文書收受の事実なく不存在』は、本件請求に至る経緯から承伏できず、恣意的隠蔽と認識し不服申立てる。」と主張している。

ウ 上記の点について、実施機関は、「本件請求に係わる行政文書は道路管理課が所管する文書であり、農業委員会では收受しておらず、農業委員会が所管すべき事務とは関係がない上、取り扱うべき理由がない文書であるため取り扱った事実もなく、本件請求文書は不存在であることから、その旨を理由として付して公開拒否決定を行ったものである。」と主張している。

エ 以上のことに照らせば、実施機関の主張については、必ずしも不合理な点はないものと認められる。

オ したがって、本件請求に対する行政文書は存在しないとする実施機関の処分は妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

以 上

別 紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容 等
2016. 9. 5	行政文書公開請求受付
9. 16	行政文書公開拒否決定処分
9. 28	行政文書公開拒否決定処分に対する審査請求書受理
10. 7	実施機関から審査会へ諮問書の提出
10. 24	実施機関から提出された非公開理由説明書の受理
2017. 2. 27	実施機関への意見聴取 審議
3. 27	答申

※審査請求人からの意見書の提出及び口頭意見陳述の申し出なし。

第16期藤沢市情報公開審査会委員名簿

(任期：2016年2月1日～2018年1月31日)

氏名	役職名等
◎ 安富 潔	慶應義塾大学名誉教授 弁護士 京都産業大学法務研究科客員教授
○ 小澤 弘子	弁護士
青木 孝	弁護士
金井 恵里可	文教大学国際学部准教授
河合 秀樹	弁護士

◎会長 ○職務代理者